

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
17	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物処理施設の設置における特例の対象となる一般廃棄物の拡大	現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者に処理させることができないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に関し、産業廃棄物処理施設法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする規定を追加したい。	【現状】本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス(約860t)について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには特別管理産業廃棄物の基準値である0.3mg/ℓを超える鉛が含有しており、これを安全に処理するため、産業廃棄物処理施設法施行令第6条第1項第3号に定める「金属等を含む産業廃棄物」に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない「廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。【支障事例】基準を超える鉛を含む一般廃棄物を処理できる事業者は全国でも数社しかなく、処理方法はコンクリート固化が中心で、運搬費も含め、処理コストが最低でも10万円/ℓと高額となる。その一方、産業廃棄物処理施設であれば、溶融処理において約5万円/ℓで処理可能であるが、処理可能な産業廃棄物処理業者に上記処理を打診した結果、一般廃棄物処理施設の設置許可を理由として対応できないと3つの業者(東京都、宮城県、茨城県)が回答した。また、有害物を含む廃棄物であることから、生活環境を保全するために現地から撤去する必要があり、やむを得ず行政代執行による処理を行う場合、無許可で収集された廃棄物の処理については行政代執行の費用の回収が困難なケースが多く、大量の廃棄物の処理は自治体への財政負担が大きくなることが課題となっている。	起因者による自主的な処理が見込まれず、やむを得ず行政代執行による処理を行う廃棄物に限り、産業廃棄物処理施設で処理が可能となれば、低コストで安全かつ迅速に処理が可能となり、事象の早期解決による周辺住民の生活環境の保全と財政負担の軽減が図られる。	産業廃棄物の処理及び清浄に関する法律第7条、第8条、第11条、第15条の2の5	環境省	茨城県		静岡県、兵庫県	○行政代執行を妨げる要因となっており、県は対応策を市と一緒になって検討している。行政代執行による廃棄物の処分については、早急な支障の除去や財政的負担の軽減を妨げる要因がそれぞれ異なることから、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう検討していきたい。	産業廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていない場合は、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺の生活環境保全の支障を生じかねるおそれがあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。その上で、産業廃棄物処理法第15条の2の5において、既に所要の手続きを経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合における手続の特例措置を規定しており、また、産業廃棄物処理施設法施行規則第12条の7の16において、この特例措置の対象となる一般廃棄物として、産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものをその実態等に応じて指定しています。鉛を含むブラウン管ガラスについては、テレビであれば特定家庭用機器再商品化法、PC用モニターであれば資源有効利用促進法又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の下で回収・リサイクルする仕組みが既にあります。こうした中、溶融による高温での鉛を含む廃棄物の処理については、鉛という特性上、生活環境等への影響が懸念されることから、必要な手続を経て一般廃棄物処理施設設置許可を取得した施設において適正に処理されることが必要です。本件については、既に一般廃棄物処理施設の設置許可を取得している施設で処理することや、既存の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物処理施設の許可を取得することにより処理することが可能であり、また、上記の趣旨に鑑みても、現行の法制度の下で適正な処理を行うことが適当であると考えます。	
40	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、APO(動物ID普及推進会)の地、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。	・飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。 ・飼い主の費用負担が軽減される。	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理に関する法律第7条 動物が自己の所有に係るものとなることを明らかにするための措置について 平成18年1月20日環境省告示第23号第4(2)イ	厚生労働省、環境省	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県		福島県、新潟市、神山市、高松市	○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。犬登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の早期対応に効果があると考えられる。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少くとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づき犬の登録制度と、環境省が推進する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては重なる情報となり、過分の負担をかけることになる。また、登録料も、登録料を各自のシステムで管理していることが多く、登録項目1つ増やすだけでも結構な額となり、それを何回も利用が生じる可能性がある。また、登録料や注射の費用を要している獣医師会においても、登録料や注射料を独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると思われる。現在、登録料や注射料は各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録情報を送付している。マイクロチップ等の登録料を一元化するのであれば、登録料や注射料を市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が軽減される。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図ることができると考えられる。○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬の飼い主への返還率が向上する可能性があるという効果が期待できる。○放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。	犬等のマイクロチップの情報登録については、動物の所有者明示を図る観点から、民間団体によって任意で行われている。一方、犬の狂犬病予防法に基づき登録については、狂犬病の発生予防及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)上の義務として行われている。狂犬病予防法に基づき義務化された登録の窓口(市町村)に任意で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化については、飼い主の個人情報等の取扱いが関係することから、法的根拠等が必要である。自民党どうぶつ愛護推進イコロチップ法において、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の普及が取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービスに向けて今後検討していくこととしていることとされており、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)の附則(平成24年)改正時の附則第14条に基づき、犬等のマイクロチップの装着に関する情報登録等の義務化について検討していきます。	
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例等又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央で定める定款参考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が定められておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団関係も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公益事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、地方法律(資金集合法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良市、大分県				【警察庁】警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。なお、各法令において暴力団排除条項を設けべき否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は管理当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うこととし、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	
64	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの、②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事象が生じている。 ①土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体例は、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。)府県は両者のシェアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途で必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまで按分算出させる理由は乏しいと考えられる。	放射線モニタリングにおいて、測定機器の用途を財源別に平常時モニタリング、緊急時モニタリングに限定することは、効率的、効果的でない場合がある。 同一地点にある設置機器について、経費の按分を不要とするなど手続き等を見直すことで、各交付金の申請等に係る事務量を軽減し効率化を図ることができる。	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	内閣府、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	福井県			○①の放射線監視等交付金で整備したモニタリングポストにおいて、保守点検時に最長でも1ヶ月程度の欠測期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算面も含めて非効率な状況がある。当該期間について②の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した機器の運用を認めるなど予算面、運用面での柔軟な対応を求めたい。 ○現状、環境放射線モニタリング等の責務材について、各交付金の目的に基づき、緊急時と平常時で使い分けをしなければならず、非効率である。	【内閣府】本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことである。なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)(以下、「実施方針」という)によれば、提案の対象は、①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和(全国的な制度改正に係る提案)である。地方公共団体が実施する原子力災害対策は、原子力災害対策特別措置法や原子力災害対策指針等に基づき実施するものであり、本交付金は、これを特別会計を根拠とした財政支援であって、地方公共団体へ事務・権限を委譲するものでも規制するものでもない。また、本提案が全国的な制度改正に係る提案でもないことから、本件は地方分権改革に関する提案対象外とならないと考える。【環境省】本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことである。なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針は、提案の対象は①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和(全国的な制度改正に係る提案)に関する提案対象外とならないと考える。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
69	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条でいう自らの責任による適正処理を行う事業者として、同法第4条及び同法第6条の2でいう市町村の責務と明確に分離する必要があると考えられることから、市有施設から排出される一般廃棄物の収集運搬と家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。 これにより、事務所管部署、予算措置、収集運搬委託契約行為から、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなるため、家庭ごみ・公共ごみ共に同種作業(収集運搬処理業務委託)ではあるが、市財政支出が2つに分かれてしまうことになり、財政手続等で負担が生じている。 しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言っても、住民サービスを果たす活動であり、財源は、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬と同じく自主一般財源により賄われるので、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、かえって、混在した形で果たすことにより、経費財源の縮減とともに、効率的な行政活動の確保に繋がるとは考えられる。 また、一般家庭・公共施設双方で一番多く排出されるごみが同様の性質のものが多く、分けて収集運搬する意義も乏しいものと考えられる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	環境省	空間市		北本市	〇市有施設から排出される一般廃棄物と一般家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を別契約で業者委託しているが、一本化することで、事務処理の簡略化及びコスト削減することが可能となり、ひいては市民サービスの向上につながる。一本化することに関する明確なガイドラインを示していただきたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、市有施設から排出される一般廃棄物と家庭から排出される一般廃棄物を分けて収集運搬することを義務付けておらず、市町村の判断で、これらを合わせて収集運搬することは可能です。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
81	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行うPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求め、具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。 電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合があり得ることとなり、適切な指導ができない。 高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の高濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の高濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。 なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にするべきではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	県は、明確な基準、規定をもって、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に寄与することとなる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進法、電気事業法	経済産業省、環境省	神奈川県			青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、川越市、千葉県、船橋市、柏市、横浜府、富山県、福井県、山梨県、京都市、大分県、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎県	○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、廃棄等での判断が不可能であるため、分析機関による分析が必要ない、本市では定量下限未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限については分析機関により異なるため、同一の廃棄物でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすことから、事業者を指導するに当たり、全廃一律の基準が必要であると考える。 ○PCB汚染物のうち遊離イオンに関しては、PCB含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCBに汚染されていない」としてPCB含有の判断基準となり、分析機関のNDによって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかでの処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、廃材に関するガイドライン等が出ていない中で、調査対象とすべき資料の年代や使用用途、分析方法が定められていないため、調査の制工程のみならず調査や設備の導入工事においても、この範囲まで調査が必要と判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング工業会の判断プロセスを参考に指導を行っているが、遊離イオン基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分させるべきでない。PCB汚染物においては高濃度PCBが検出された事例もあることから、所管部局が速やかに調査・工事を行えるよう単独でガイドライン等を出していただきたい。 ○建設部と同様の支障が生じている。特に、建築等の建築やシーリング材(可塑剤)がPCB汚染物であるかどうか判定する基準についての問合せが多いが、建築やシーリング材がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB汚染物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項(いわゆる入口基準))を、PCB汚染物を判定する入口基準に準用していただくか、加えて、PCB遊離イオン基準が設けられた後の資料がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているため、卒業基準及びその分析方法を明確にしていただきたい。 ○平成28年実施のPCB廃棄物等の取りこし調査(市内の電気工作物を対象としたもの)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該事業者への適切な指導が難しい状況にある。 ○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む構造的な遊離イオン濃度について検討した事例があり、他府県を念に自治体により良いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により異なることから濃度を一律で考えるのではなく、全廃一律の基準を設けることが望ましい。廃棄物の高濃度PCB濃度の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の取りこし調査を進める中で、業者や電気主任技術者が「使用をやめて平成30年3月末までに廃棄する必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。30年の期限後に低濃度PCBも有難くなることと判明したことから、廃棄費用に十分対応が期待できず、適切な指導が難しい。 ○1)使用中の高濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されており、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法に当該PCB含有製品を処理期限が過ぎても処理可能なことから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。 ○2)電気機器以外のPCB汚染物には、PCB廃棄物の基準は、「検出されない」とされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。 ○3)構造的な遊離イオン濃度の測定に非意図的に遊離PCBが生産するケースが確認されているが、化学的遊離濃度の測定はPCB含有量がBTLレベル以下であれば、測定が認められていない。しかし、厳しい遊離濃度からPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の構造的な遊離イオン濃度を減らすうえでは支障となっている。 一方、上記の化学法での測定を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BTLレベル以下の有機材料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとして、地方環境事務所から遊離についても当該事務連絡が適用されるとの留意を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有遊離イオン濃度は、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、単独で遊離イオン濃度について、取組に留意がされている。(※)平成28年12月10日付「PCBを含む有機材料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記のPCB相当性に係る基準や使用中製品の処分義務、遊離イオン濃度が不明であることにより、期限内に処分できない状況が判明し、指導や調査等が困難と認識される。以上のことから、PCB汚染物に係る基準値の設定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、遊離イオン濃度の測定についても、今後の取組について明示されたい。 ○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準については具体的に示されており、「検出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断については環境部に確認したところ、具体的な数値については決まらず、どこまで分析を深めなければならないかについては、具体的な判断に任せるとのことであったが、PCB廃棄物の処分について適正な処分観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。
104	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	平成30年1月に汚水処理関係4省による連名で都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定を求めており、汚泥処理施設の広域化等を推進するには関係法的手続きを合理化する必要がある。 下水汚泥は、下水道管理者が自ら処理する場合は廃棄物処理法の適用外(44年通知)であるが、集約により下水汚泥と屎尿汚泥等を合わせて処理する場合においては、下水道法と廃棄物処理法が共に適用され、下水道法上の事業計画の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが必要になる。当県が先進的に実施している広域汚泥処理事業において、複数の下水道末端処理場及び屎尿処理場からの汚泥を集約処理・資源化する施設を整備しており、下水道法上の事業計画変更の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可も必要となるため、両手続には多大な負担や期間が発生した。なお、下水道末端処理場では生活若しくは事業に起因し、臭い又は付随する臭水等の処理に伴い発生する汚泥(屎尿処理場では処理されている屎尿以外の屎も含む)を処理しており、両施設とも処理の経路が異なるだけで、処理している汚泥は同じものと考えられる。 また、広域汚泥処理施設で処理しているほとんどは下水汚泥であり、下水道管理者が広域の事業主体である場合には、下水道法上の手続きのみで問題は無いと思われる。全国的に広域化が推進されている中、このように不合理な手続きが、事業の支障となること懸念される。なお、当県では新たな集約処理施設の整備も検討されているため、手続きの合理化は喫緊の課題である。	下水道管理者である県又は市町村が自ら処理する場合、廃棄物処理法の適用外とすることで、今後、都道府県が広域化・共同化の事業を進める上容易となる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(平成4年8月13日 衛環第233号)	環境省	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、羽後町、東成瀬村			○下水道事業では、持続的な汚水処理サービスの提供を行うため、施設の新築を含めた広域化・共同化の推進が不可欠である。汚泥処理施設の広域化等の推進に当たっては、柔軟な対応が不可欠となるように、廃棄物処理法の適用について検討していただいた。また、緊急時には柔軟に汚泥処理が可能となるように、産業廃棄物処理施設の設置許可についても、同様に緩和していただきたい。 ○下水道管理者である県又は市町村が自ら処理する場合、廃棄物処理法の適用外とすることで、今後、都道府県が広域化・共同化の事業を進める上で容易となるものと思われるため、	一般廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されている場合は、一般廃棄物が安定・無害な状態に保たれる。環境影響が生じるおそれがあります。また、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあります。こうしたことから、その設置について許可制(市町村の設置であれば届出制)が保たれ、市町村が自ら設置する場合においても維持管理計画の提出を求めるとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、利害関係を有する者等に生活環境保全上の見地から意見を提出する機会を有していることとする。 ○この取組において排出された汚泥は一般廃棄物であること、他の廃棄物と合わせて処理を行う場合であっても、生活環境の保全等を確保するため、上記の手続きが必要であると考えます。
107	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序の見直しを求め、 環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を最終とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に処分(取崩)される」との規定により、事業計画の選択性が狭められている。 本県では、基金(造成額4億円(国費2億円、県費2億円)、独自積み増し4億円(計8億円))の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効果も見込まれることから、県としては今後も継続していきたいと考えている。 近年、金利の低下等に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であると考えており、当初基金の返還期限後においても、県独自で積み増した造成額で基金事業を継続する予定であった。そのため、基金の取崩しについては、まずは当初基金の4億円から国・地方公平に取崩すものと考えていたが、平成26年度実績(各層の参考額の総額)によれば、最初県独自に積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。 なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順序は明確になっていないこと、また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が入るべきではないと考える。説明会や質疑応答等においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされておらず、上記取り崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	基金取崩の順序を見直すことにより、自治体における事業計画の選択性が広められ、環境保全活動が促進・活性化される。	地域環境保全対策補助金交付要綱	環境省	山梨県	栃木県、福井県、愛知県		○基金の目的である環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進は、息長く取り組むことが必要であり、本県では、2030年度を目標年度とする環境学習行動計画の目標達成に資する事業を、10年間の実施計画を作成して行うこととしている。環境保全基金は、まずは独自積み立て(6億円)を使用することが定められ、その後庫補助金を活用した部分(4億円)の取り崩しが認められるが、それを充当できるのは「ソフト事業(一部対象外もあり)」に限定されている。仮に、環境保全に関する知識の普及及び「ソフト事業」ハード整備(基金を取り崩して充当)よりとする場合、整備当初は独自積み立て額で対応したとしても、そのリニューアルは毎年であり、課金の考え方も対応しければ、その時点で独自積み立て額は増えず、使途が限定されている限り、在庫補助金活用分だけでは動員計画に位置付けた事業の効果的な展開が阻害される。 ○本県では、平成27年3月に、国庫・地方交付税を原資とする地域環境保全基金を設置し、その運用益のみを活用して普及啓発事業を実施するとともに、県独自の積み増しを付けた。しかし、課金は県独自の積み増しを全廃し、分限された場合は、国庫補助金の原資を取り崩すことは認められていないとされているため、地方公共団体の判断において効果的・効率的な事業の実施は困難である。	○地域環境保全基金の基金残高について、条例改正等により、一般会計への繰り入れや、他の基金条例において運用している基金への繰り入れなどを行うことは、現行の交付要綱において否定的なものではない。 ○なお、条例改正等を行わずに国庫費の取り崩しを行うことについては、地域環境保全基金は、地域環境保全対策補助金交付要綱第8条第1項で、基金管理者は、基金について、4億円(補助金の交付決定において当該基金の額が2億円以上4億円未満の場合については、当該基金の額の3割に相当する額)を下回る額まで処分しようとする場合には、あらかじめ監督の承認を得なければならない旨、第2項で「基金管理者は、前項の規定による基金について4億円を下回る額まで処分しようとする場合には、あらかじめ長官に届け出るとともに、当該処分に対応する国庫補助金相当額を国庫に返還しなければならない」旨規定されている。 ○第1項の規定の趣旨は、地域に根ざした環境保全活動が効果的に推進されるよう、原則運用型であり、国庫補助金相当額の含まれる当該基金の造成額について処分を認めることにより、造成後などに地方公共団体が独自に積み増しを行った額については、地方公共団体の判断において自由に処分を行うことと可能とするために定められたものであり、第2項の規定の趣旨は、第1項の規定によらない処分についても、届出と4億円に含まれる国庫補助金相当額の返還を行うことで可能とするために定められたものである。 ○このため、国庫費を優先して処分を行うには上記規定の改正が必要であるが、制度趣旨に照らせば、同規定の見直しは困難である。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
108	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていない新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破砕施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破砕施設と比べて厳格な規制となっている。 中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物処理量の削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破砕施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破砕施設に対しては、破砕後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺的生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破砕施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破砕施設と同等程度と見直すよう求める。	本制度改革により破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	建築基準法第51条、建築基準法施行令第130条の2の3、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	国土交通省、環境省	富山県	富山県 説明資料.doc	上越市	<p>○民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例として工業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破砕施設は100t/日以下であれば緩和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破砕は6t/日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破砕は5t/日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要があることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。</p> <p>都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬出入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破砕や一般廃棄物処理施設の破砕等についても緩和の見直しを求める。</p> <p>本制度改革により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p> <p>また、本来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画法上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考えます。</p>	<p>【国土交通省】 ○建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないこととされている。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしている。</p> <p>○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところであり、この規模を超えるものについてはその敷地の位置が都市計画に支障がないかを個別の実状に応じて判断する必要があるため、特定行政庁(富山県内であれば富山県等)の許可により対応することが適切であると考えている。</p> <p>【環境省】 ○建築基準法に関しては国土交通省が所管しているところですが、環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議等があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参ります。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
119	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後(10年経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティプラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに設けられていた管渠については、下水道にかならず必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改良更新を行っている。その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助金の処分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金に係る財産処分承認手続き等について (平成20年5月27日府令第393号) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認率について(農林水産省平成20年5月23日付付20経第395号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等(取得した財産処分承認基準の整備について) (環境省平成20年5月15日付付環企発第80515006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県		那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	<p>【内閣府】 地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各府省に移し替え、各府省から地方公共団体に交付実施されるものであり、財産処分の承認手続きについては、内閣府の規定ではなく、各省の規定に基づき、各省が行っているところ。 なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要が減少している補助金等交付財産の転用を弾力的に認めることとし、手続きを簡素化することとし、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって補助金等適正化法第22条の各府省各行の真の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととしているところ。 【農林水産省】 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認率について」(平成20年5月23日付付20経第395号大臣官房経理課長通知)第15条第9項において、「地域再生法の規定でなく、各省の規定に基づき、各省が行っているところ。 【国土交通省】 本件は農業集落排水施設やコミュニティプラントを廃止する際に補助金が発生し支障を来すというもので、問題となっているのは財産処分にあつた後のことであり、該当施設の使用形態に応じて「根拠法令等」に挙げられている、農林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控えます。 【環境省】 「環境省所管の補助金等(取得した財産処分承認基準の整備について」(平成20年5月15日付付環企発第80515006号)において、経過年数が10年未経過の施設であっても、「市町村付合費」(環境省)の削減率を確保し、環境省が定める安定額の繰り越し調査については、環境省より、平成29年10月17日にマニュアルを改訂・策定し、調査に当たっては、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)、登記簿(不動産登記簿のうち建物登記簿)、登録簿(経済センサス基礎調査登録簿)、情報通信会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されています。 ○ これら各種調査のうち、取得が可能なものである平成29年10月17日付付通知「PCB廃棄物の取り扱い調査マニュアル(第4版)」等について(「環境省発第17101728号、環境省発第1710171号」)において各都道府県等に周知しています。</p>
162	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物の取り扱い調査にあつた固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実に実施するための固定資産税情報の内部利用	PCB特措法では、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等では、環境省のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り起こし調査」を進めている。 調査票送付先として、昭和55年3月以前に建てられた事業用建物とその所有者のリストを作成するにあたり、同マニュアルでは、法務局・地方務局又は市町村の固定資産税担当課から、「建物の登記情報」または「登記簿」と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報を入手する方法が示されている。しかし、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、所有者の住所情報には、登記簿と同一の情報だけでなく、納税通知書の送付等のために独自に取得した情報が含まれていることから、税法上の守秘義務を理由に提供を受けることができなかった。このため、現在は登記簿を基に作業を進めているが、建物の建築年次の情報が含まれておらず、住居表示や所有者等の登記変更が行われていないケースもあるなど、調査票の送付先の特定を十分に行えず、調査の支障となっている。 指定都市・中核市等は、同じ市内に固定資産税情報を保有している部署があり、事業所の集積地でもあることから、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。	横浜市内では、登記簿の所有者情報と地図情報を突合した結果、調査票送付先を特定できない事例が約4割存在。特定できた事例でも、登記簿上の所有者が当該住所に居住しているとは限らないため、調査票が確実に届かない場合も多くなるかと考えられる。	掘り起こし調査(安定器)の調査データとして、家屋課税台帳における登記情報と法務局から提供を受けた登記簿情報を突合せすることで調査データを確定させる予定だが、所有者の登記変更が行われていないこと等により、一定数の未達が発生すると想定している。未達者についてはWEB検索や現場確認等により追跡を行う予定ではあるが、それでも追跡不能な物件が発生することが見込まれる。家屋課税台帳を管理している部署では、最新の納付者情報を把握していることもあり、そういったデータを利用できるような規定を設けていただきたい。 ○ 本市では、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部局が調査により知り得た情報(現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。従って、登記簿情報をもとに調査票を送付する計画であるが、住所変更登記、継続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、調査票が未達となってしまう。税担当課からはこのようなケースは少なくないと聞いている。また、未達分については、フォローアップ調査のため、現況の建物所有者を独自に調査する必要があるが、建物所有者の調査には相当の事務量が発生し、円滑な掘り起こし調査の支障となると考えている。よって、掘り起こし調査の効率的な実施のため、空家等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、固定資産税台帳に記載されている情報のうち、登記簿に記載されておらず税務部局が調査により知り得た情報についても提供を受けることができるよう、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。 ○ 登記簿だけでなく調査票送付先の特定ができず、業務委託による情報の補充が必要となるため費用と時間がかかる。また、業務委託による情報補充では、固定資産税情報に比べて送付先としての精度が低いため非効率的な調査となってしまう。 ○ 本市では、PCB使用安定器に係る平成31年度の掘り起こし調査の実施に向け、現在、環境省のマニュアルに基づき、建物の登記情報を取扱い、対象建物の特定作業を進めているところであるが、住居表示や所有者等の変更登記が行われておらず、また、賃貸借や相続等により管理者が登記簿上の所有者と異なるケースが多数あるものと想定される。処分期間が残り年々短縮中、調査を効率的かつ確実に実施するためには、調査が建物の所有者や管理者に届くことが必須であるが、調査票が送れない場合は、調査票の送付先の特定に係る作業を別途行わなければならない。調査の支障となることが想定される。このため、指定都市、中核市等における固定資産税情報の内部利用に係る措置はもちろんだが、都道府県においても各市町村の固定資産税情報が利用できるよう、所用の措置を講じていただきたい。なお、調査の効率的かつ確実な実施は全国共通の命題であり、都道府県・指定都市・中核市にかかわらず、固定資産税情報の利用が最も有効な方法である。	総務省、環境省	横浜市	支障事例等の詳細は「別紙1」のとおり	旭川市、青森県、八戸市、仙台市、いわき市、さいたま市、千葉県、船橋市、柏市、神奈川県、山梨県、静岡県、浜松市、京都府、京都市、八尾市、兵庫県、神戸市、松山市、福岡県、北九州市、宮崎県	<p>【総務省】 まず、環境省において、PCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設ける必要について検討すべきもの。 【環境省】 ○ PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実に実施するための固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設ける必要について検討すべきもの。 ○ 掘り起こし調査(安定器)の調査データとして、家屋課税台帳における登記情報と法務局から提供を受けた登記簿情報を突合せすることで調査データを確定させる予定だが、所有者の登記変更が行われていないこと等により、一定数の未達が発生すると想定している。未達者についてはWEB検索や現場確認等により追跡を行う予定ではあるが、それでも追跡不能な物件が発生することが見込まれる。家屋課税台帳を管理している部署では、最新の納付者情報を把握していることもあり、そういったデータを利用できるような規定を設けていただきたい。 ○ 本市では、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部局が調査により知り得た情報(現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。従って、登記簿情報をもとに調査票を送付する計画であるが、住所変更登記、継続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、調査票が未達となってしまう。税担当課からはこのようなケースは少なくないと聞いている。また、未達分については、フォローアップ調査のため、現況の建物所有者を独自に調査する必要があるが、建物所有者の調査には相当の事務量が発生し、円滑な掘り起こし調査の支障となると考えている。よって、掘り起こし調査の効率的な実施のため、空家等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、固定資産税台帳に記載されている情報のうち、登記簿に記載されておらず税務部局が調査により知り得た情報についても提供を受けることができるよう、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。 ○ 登記簿だけでなく調査票送付先の特定ができず、業務委託による情報の補充が必要となるため費用と時間がかかる。また、業務委託による情報補充では、固定資産税情報に比べて送付先としての精度が低いため非効率的な調査となってしまう。 ○ 本市では、PCB使用安定器に係る平成31年度の掘り起こし調査の実施に向け、現在、環境省のマニュアルに基づき、建物の登記情報を取扱い、対象建物の特定作業を進めているところであるが、住居表示や所有者等の変更登記が行われておらず、また、賃貸借や相続等により管理者が登記簿上の所有者と異なるケースが多数あるものと想定される。処分期間が残り年々短縮中、調査を効率的かつ確実に実施するためには、調査が建物の所有者や管理者に届くことが必須であるが、調査票が送れない場合は、調査票の送付先の特定に係る作業を別途行わなければならない。調査の支障となることが想定される。このため、指定都市、中核市等における固定資産税情報の内部利用に係る措置はもちろんだが、都道府県においても各市町村の固定資産税情報が利用できるよう、所用の措置を講じていただきたい。なお、調査の効率的かつ確実な実施は全国共通の命題であり、都道府県・指定都市・中核市にかかわらず、固定資産税情報の利用が最も有効な方法である。</p>
166	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園の集団施設地区において企業保養所等(宿舍)として認められる要件(利用資格、利用料、予約時期等)が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されない。	六甲山は別荘・企業保養所の過地として発展してきた歴史があり、施設の一部を一般利用する企業保養所等を公園事業(宿舍)として執行するための認可権限が付与されること、地域に精通した都道府県知事が具体的な認可基準を明示することが可能になり、予見性が高まるとともに保養所活用の選択肢が増え、国立公園の利用促進につながる。	【現状】 企業保養所等が公園事業(宿舍)として認められる具体的な要件(利用資格、利用料、予約時期等)が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されない。 【支障事例】 県内海国立公園六甲甲地区は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、企業保養所等が相次いで閉鎖している。このため、兵庫県は六甲山再生委員会を設置して、民間資本の誘導による六甲山の活性化を検討している。神戸海国立公園六甲甲地区公園計画の見直しによって、摩耶山地区(15.5ha)と六甲山地区(43.0ha)が、公園利用施設として認められる施設(宿泊施設、休憩所等)の面的整備が可能となる集団施設地区に設定される見込みである。集団施設地区内では建築面積、高さなどの規制基準が弾力的に適用されるため、公園利用施設として認められる施設の新築や改修等の整備について、民間投資の促進が期待できる。しかし、公園事業(宿舍)として認められる具体的な要件が示されていないため、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等については、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇することとなる。	六甲山は別荘・企業保養所の過地として発展してきた歴史があり、施設の一部を一般利用する企業保養所等を公園事業(宿舍)として執行するための認可権限が付与されること、地域に精通した都道府県知事が具体的な認可基準を明示することが可能になり、予見性が高まるとともに保養所活用の選択肢が増え、国立公園の利用促進につながる。	自然公園法第10条第10項 国立公園事業取扱要領第10 1 (7)	環境省	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県			国立公園事業は原則として国が執行するもので、民間事業者等は環境大臣の認可等を受けて国立公園事業の一部を執行することができるとされており(自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条)、「国立公園事業取扱要領」(平成23年1月30日付環自発第11113004号自然環境局長通知)(以下「取扱要領」という。)において認可等の審査基準が定められている。 国立公園事業は社会公共の福祉のため、原則として国自らが行ういわゆる「公企業」とされており、国又は公共団体以外の者は環境大臣の認可により、その公企業の一部の特許を付与されることがあり(性責)に鑑み、認可等の審査基準において「利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと」という基準を定めている。 一方で、近年、宿泊施設の経営手法が多様化しており、特定の団体又は構成員の優先的な利用を一部確保しつつ、一般にも利用機会が提供されるような宿泊施設の形態がみられている。環境省としては平成30年5月から有識者や民間事業者からなる「国立公園の宿舍事業のあり方に関する検討会」を3回開催し、上述のような多様化する経営手法への対応について検討を実施し、課題と今後の検討事項の整理を行った。 この提案のあった企業保養所等を公園事業として位置づける要件については、上述の検討会で示された「公園事業に求められる公益性・公平性が確保できるかどうか」といった検討事項について、更なる検証を行わなければならないこととは異なり、今年度以降ケーススタディを実施する等により、引き続き検討を進める予定。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
214	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	産業廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破砕施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	産業廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することも検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。そもそも、石膏ボードの破砕施設は、家庭解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその重量が図られるよう、適切な配座がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの処理が困難する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本格的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	・産業物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	環境省	熊本			宮城県、仙台市、秋田県、駒木東、北本市、岐阜市、中津川市、静岡市、古川市、稲沢市、京都市、堺市、兵庫県、岡山市、新潟県、市、福岡県、北九州市、宮崎市	<p>○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発生している中、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考しているところであり、実際に被災された熊本市が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。</p> <p>○震災発生時など、一時的に大量の一般廃棄物が発生した際には、一般許可施設のみでの処理には限界がある。市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であることから、産廃許可施設へ余力があるのであれば、それらを活用することは効果が大きいと考えられる。ただし、品目を限定するのか、量的な制限を設けるのかなどのルール作りの検討は必要と考える。</p> <p>○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものと考えられる。</p> <p>○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(腐敗、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができない廃棄物、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれきり類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が継続することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることが重要と考える。</p> <p>○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(腐敗、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができない廃棄物、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれきり類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が継続することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることが重要と考える。</p> <p>○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(腐敗、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができない廃棄物、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれきり類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が継続することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることが重要と考える。</p> <p>○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(腐敗、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができない廃棄物、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれきり類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が継続することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることが重要と考える。</p>
220	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	熊本		北本市、神奈川県、川崎市、相模原市、経井沢町、名古屋、豊田市、稲沢市、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、岡山市、北九州市	<p>○本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装は市民による分別排出であり、一定の異物混入はやむを得ない中で、同法では、(公社)日本容器包装リサイクル協会による品質検査(異物混入の有無など)があり、判定内容によっては同協会による引取りが中止となる可能性がある。そのため、多額の費用をかけて選別作業を民間事業者に委託しており、その負担は非常に大きい。(平成28年度には一度D判定を受け、再検査でD判定であった場合引取り中止になる事態が生じたことから、職員による選別作業や市民への啓発チラシの全戸配布など、多大な労力と費用を要した。)提案内容の通り、再商品化事業者も再商品化工程の中で選別作業を行っており、二重の手間がかかっていることから、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別一本化し、合理的な制度構築が図られるべき。</p> <p>○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年1月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を改めて見直しを早急に図ることを求める。</p> <p>○当市では、市処理施設によって、破砕後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第6条第6項が分別基準適合物の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集後の破砕も見直されると、効率よく再商品化されると考えます。</p>	
222	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園特別保護地区内の外来生物に係る植物の駆除に係る許可を不要とする	国立公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系の保全の場合には、特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除する行為について、許可を要しない行為として頂きたい	許可を要しない行為とされることにより、迅速かつ柔軟に外来植物の駆除を行うことができるようになり、国立公園が本来有している自然景観や元々生育していた在来植物の生態系を保全することができる。	自然公園法施行規則第13条	環境省	宮城県、三重県	徳島県		<p>○特別保護地区は、国立・国立公園の中でも特に優れた自然景観又は原始状態を保持している地域であり、各公園の景観の核心地域である。このため、人為的な改変を加えずに生態学的な立場で厳正に保護を図る必要がある。当該地域内の一定の行為については、環境大臣又は都道府県知事による許可を必要としている(自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。))第13条第1項)。</p> <p>○一方、通常の管理行為、軽微な行為その他の行為であって環境省令で定めるものについては上記許可を不要としており(法第21条第8項第4号)、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第13条第15号により、特別保護地区における一定の外来植物について、その採取等による駆除の許可手続きを不要としている。これは、その適用対象(行為者や植物)や行為の履行方法等を限定することにより、特別保護地区の景観に及ぼす影響の程度を考慮して決定されたものである。(例えば、上記規定が適用される行為者は、国や地方公共団体等に限定され、対象となる植物は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項により指定される特定外来生物に限定されている。)</p> <p>○この点、特定外来生物以外の外来植物の駆除について、不要許可行為の範囲を広げる場合、以下の問題が生ずる。</p> <p>・特定外来生物以外の外来植物の外縁が不明確であり、規制対象行為か否かの判断が困難になり、実効的な規制が行えなくなるおそれがある。(例えば、特別保護地区内で違法かつ故意に植物の採取等を行った者が、外来種と誤認して当該植物を採取等したという誤りを認めざるを得ないこととなるため、特別保護地区内の無許可の植物採取が頻発しつづくなり、希少種滅絶のリスクが上昇する。さらに、不要許可行為とすることで、事前に指導を行う機会が失われる。</p> <p>・「特定外来生物以外の外来生物である植物」には、在来種との判別が困難な種も多く、誤って核心地域である特別保護地区内の在来種が駆除されてしまうリスクが上昇する。(特定外来生物についてはある程度判別のための知見が蓄積されている。)</p> <p>・地域によっては国内外来種として駆除すべき種だが、他地域では在来種として保護すべき対象になりうる種が存在する。</p> <p>○以上の理由から、特別保護地区において、一律に「特定外来生物以外の外来生物である植物」の駆除を不要許可行為とするのは不適切であり、現行の規定の範囲が適当であると考えられる。</p> <p>○なお、御指摘の「許可申請の際には、駆除する場所(範囲)や本数等を明示しなければならず、許可された場所(範囲)や本数を超えて駆除ができない。」の点については、個別の事業に応じ、場所(範囲)や本数について余裕を持たせて申請する等により柔軟な対応も可能であると考えるため、国立公園内における外来植物の駆除が円滑に進むための運用について、必要があれば相談に乗ってまいります。</p>	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
224	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園の指定日前から存在する建築物についての許可基準の緩和	長野町の湯の山温泉街は、国立公園に指定される前から温泉街等が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限から外れ、改築、建替え等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとされている。当該温泉街の建物は、奥座となっているものが多いため、温泉街景観保全以外にも、衛生・防犯・防災上の様々な支障をきたしており、当町においてその撤去が課題となっている。 町としては、所有者等に撤去を積極的に進めてもらいたいところではあるが、例えば、既存建築物の取り壊し直後に建替える場合は、県において許可できる場合がある一方、建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合は、更地に建築物を新築するものとみなし、自然公園法に基づき第二種特別地域の許可基準(容積・建いし率等)を適用せざるを得ず、同規模の建築物の建設許可を出すことができない。 この既存建築物を撤去して長期経過後の建築物の設置に際し許可基準が適用されることが支障となり、廃屋等の撤去・建替えが進まない状況である。	提案の実現により、廃屋等の撤去・建替えが進み、温泉街景観保全以外にも、衛生・防犯・防災の向上に資する。	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条第6項	環境省	長野町、三重県		徳島県	-	<p>○既存建築物の取り壊し後に設置される建築物が、公園事業の執行として新築される場合、自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第20条第9項第1号の規定により、同条第3項の規定はそもそも適用されない。(工作物の新築行為については許可が不要。)</p> <p>なお、国立公園において、知事が定める管理計画が存在し、その計画の中で、公園事業施設の高さ、容積率、建替率等が制限されている場合においても、現地の実情に合わせて県知事は制限を緩和することが可能である。</p> <p>○既存建築物の取り壊し後に設置される建築物が、上記に該当しない(公園事業施設ではない)場合は、新築にあつては、法第20条第3項が適用され、県知事の許可が必要となり、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。)第11条第6項(又はその他の項)に規定される許可基準に適合する必要がある。</p> <p>規則第11条第6項のただし書に規定される「既存の建築物」とは、「滅失した建築物」と対峙され、申請時に現に存在している建築物のことを意味する用語として使用されていると解するものが相当である。(平成17年9月16日 第517号 特別地域解決)ことを踏まえ、「建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合は、規則第11条第6項のただし書に規定される「既存の建築物の建替え」に該当しない。</p> <p>○ただし、地域の実情等により、その自然的、社会的条件から判断して、当該許可基準を適用することが適当でない、国立公園内において県知事が認めた地域においては、規則第11条第36項に基づき、県知事は、当該基準の特例を定めることができることとしている。当該規定に基づき、今回のような具体的な支障事例が生じている地域について、県知事の判断により特例を設定することは可能である。</p> <p>○以上より、本提案は、現行制度の中で、かつ、県の権限により解決可能な事項と考える。</p>
286	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園内の施設整備における国と地方公共団体の役割分担の明確化	三位一体改革以前に都道府県が整備した既存施設の改修を含む国直轄整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただきたい。	国立公園については、原則として国が公園事業を実施することになっており、また、平成17年の三位一体改革により、国の直轄事業の対象が明確化されるとともに、直轄整備に必要な経費が拡充されたが、改革以前に都道府県が国庫補助事業により整備した施設の老朽化等に伴う維持管理や更新のあり方については、環境省から方針が示されており、現在も引き続き県が所管し、維持管理を行っているところである。 しかし、これらの施設の中には補修や部分改修のレベルを超えた全面的な再整備が必要な施設があり、その対応に苦慮している。 当県では国立公園内の施設の施設を国に譲渡が可能となった事例はなく、また、施設の廃止についても、利用者の安全性や利便性の確保等を考え、相当の経費が予想されるため極めて難しい。廃止したことをもって必要性のない施設と解釈され、国による再整備が進まない可能性もある。	公園事業に対する国と地方の役割分担が明確化され、再整備が必要な施設等への速やかな対応が可能となる。	自然公園法第10条第2項	環境省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	石川県、徳島県	<p>○本県においても、老朽化に伴い改修が必要となつて、施設について、本来、実施主体となるべき国の直轄事業による整備が認められなかった。</p> <p>○当県内の国立公園においても三位一体改革に伴い国の直轄事業の対象が示されたものの、三位一体改革以前に当該整備した既存施設の改修については示されていない。また、直轄事業として示されたものについても、その執行は極めて不十分である。当該国の国立公園内の施設整備については、三位一体改革以前に整備した施設の改修を含め、そのほとんどを当該国が行っている状況である。</p> <p>○域内にある国立公園事業主管部局において、三位一体改革以前に定められた公園事業計画に歩道27日付付各都道府県自然公園課長宛 環境省自然環境局より通知</p> <p>上記のとおり、国が直轄事業として整備する施設については整理したところであり、それ以前に地方公共団体が施設を整備し公園事業を執行しているものについては、直ちに国が行って老朽化対策や再整備をすることはできない。また、それぞれの国立公園は利用形態、状況が異なるため、「保護上及び利用上重要な公園事業」についても一律に整理することはできないほか、国が直轄事業として整備するための予算にも限りがあることから、関係地方公共団体からの要望・意見を伺うなどにより協議を重ね、これまで以上に直轄事業について役割分担の明確化を図ることしたい。</p> <p>なお、地方公共団体が執行する公園事業施設については、老朽化対策等を目的とした交付金制度もあるため、その活用も検討された。</p>
308	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	産業廃棄物処理法第15条の2の「産業廃棄物処理施設の設置者」に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破砕施設は、家庭解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。 加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家庭が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。 また、奥石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがあるほか、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。 なお、本県には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものがある。	災害時に大量発生する石膏ボードの処理について、「産業廃棄物の許可対象以外の施設」でも臨時的に処理を可能とする特例措置を設けることにより、産業廃棄物の迅速化を図ることができる。	産業物の処理及び環境に関する法律(第15条の2第2項)	環境省	指定都市市長会	宮城県、熊本県、山梨県、静岡県、兵庫県、岡山県、新潟県、福岡県、北九州市、宮崎市	<p>○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物が安定化・崩壊しない限り、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復興・復旧の支障となっているところである。</p> <p>本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災後の中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考しているところであり、実際に被災された熊本県が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求め、</p> <p>○災害廃棄物を速やかに処理するため、特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7案施設で対象としている廃棄物の種類だけではなく、それ以外の産業廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の申請が求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものと考え、</p> <p>○平成27年の産業・東北実証では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(廃棄物、奥石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができないが、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれきり類などの処理が可能だが一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が継続することが予想される。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることが重要と考え、</p> <p>○平常時における家庭の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家庭の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物として処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても必要とできることとされた。</p>		
312	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会	神奈川県、札幌市、岐阜市、稲沢市、大飯町、兵庫県、北九州市	<p>○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業一本化しても、再商品化工程で支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を改めて見直しを早急を図ることを求める。</p> <p>○当市では、市処理施設において、破砕後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「取集後の破砕」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。</p>		
312	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会	神奈川県、札幌市、岐阜市、稲沢市、大飯町、兵庫県、北九州市	<p>○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業一本化しても、再商品化工程で支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を改めて見直しを早急を図ることを求める。</p> <p>○当市では、市処理施設において、破砕後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「取集後の破砕」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。</p>		